

第146回八王子市青少年問題協議会会議録

開催日時：平成19年2月27日(火)午前10時30分～12時

開催場所：八王子市役所903会議室

第 146 回八王子市青少年問題協議会会議録

- 会議名称 : 第 146 回八王子市青少年問題協議会
開催日時 : 平成 19 年 2 月 27 日 (火) 午前 10 時 30 分 ~ 12 時
開催場所 : 八王子市役所 903 会議室
出席者 : 会長、委員 18 名、代理出席 1 名、欠席 6 名、説明員 2 名、事務局 5 人
- | | |
|---------------------|-----------|
| 八王子市長 | 黒須 隆一 会長 |
| 八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表 | 小林 岩男 副会長 |
| 八王子市議会議長 | 飯沢 俊一 委員 |
| 八王子市議会厚生水道委員会委員長 | 高山 かつみ 委員 |
| 八王子地区保護司会 | 森原 崇生 委員 |
| 都立高等学校校長会代表 | 大田原 弘幸 委員 |
| 八王子市内私立高等学校校長代表 | 小岩 利夫 委員 |
| 八王子市立中学校校長会代表 | 高橋 啓司 委員 |
| 八王子市公立小学校校長会代表 | 加藤 敏人 委員 |
| 八王子市立中学校 PTA 連合会代表 | 関野 友里子 委員 |
| 八王子市立小学校 PTA 連合会代表 | 坂本 一枝 委員 |
| 八王子市地域婦人団体連絡協議会代表 | 山田 いと子 委員 |
| 八王子市教育委員会教育長 | 石川 和昭 委員 |
| 東京家庭裁判所八王子支部長 | 大松 泉 委員 |
- (代理出席 主任家庭裁判所調査官)
- | | |
|------------------------|----------|
| 八王子児童相談所長 | 江角 義男 委員 |
| 多摩少年院長 | 梅村 謙 委員 |
| 八王子少年鑑別所長 | 阿部 政孝 委員 |
| 八王子市副市長 | 岡部 一邦 委員 |
| 八王子市生活安全部長 | 宮住 哲也 委員 |
| 八王子市教育委員会事務局生涯学習スポーツ部長 | 菊谷 文男 委員 |
- (説明員)
- | | |
|-----------------|--------|
| 八王子警察署生活安全課 | 本間課長代理 |
| 高尾警察署生活安全課少年第一係 | 小杉係長 |
- (事務局)
- | | |
|--------------------|-------------|
| 八王子市こども家庭部長 | 坂本 誠 |
| 八王子市こども家庭部児童青少年課長 | 山本 保仁 |
| 八王子市こども家庭部こども政策課長 | 天野 高延 |
| 八王子市こども家庭部こども政策課担当 | 鈴木 紀幸、土屋 輝純 |

配付資料

- 第 146 回八王子市青少年問題協議会次第
- 第 146 回八王子市青少年問題協議会資料
- 第 146 回八王子市青少年問題協議会座席表・名簿
- 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 18 年度パンフレット
- 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 19 年度パンフレット案

内容

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 議事
 - (1) 協議事項
 - ア 青少年の喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する提言について
 - イ 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 19 年度重点目標について
 - ウ 平成 19 年度八王子市青少年健全育成推進区域の指定について
 - (2) 報告事項
 - ア 平成 18 年度子どもの安全対策の取組みについて
 - イ 平成 18 年度青少年健全育成事業について
 - ウ 平成 18 年度八王子市青少年問題協議会分科会での協議経過について
 - ・ いじめ問題への対応
 - エ 八王子市青少年問題協議会・分科会の委員構成について
 - (3) 平成 19 年度の協議事項
 - (4) 情報交換
 - ア 少年非行の現状と補導状況について
 - イ 多摩少年院長から情報提供
 - ウ その他

【 議 事 】

1 開会

2 委員紹介

3 議事

- ・ 都立高等学校校長会代表の大田原委員を会議録の署名委員に指名した。

(1) 協議事項

ア 青少年の喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する提言について

【事務局説明】

経過説明

- ・ 第 145 回協議会において、平成 18 年度の協議会・分科会では薬物乱用を含めた「青少年の健康を守る対策」について、調査・研究を行い、具体的な取組みをまとめることを決定した。
- ・ 平成 18 年度分科会では、重大な非行につながる入口になる行為であり、青少年の将来の健康被害につながる「青少年の喫煙・飲酒・薬物乱用の防止」を中心に協議した。第 3 回分科会でそれまでの議論をとりまとめ、「青少年の喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する提言」分科会案と平成 19 年度重点目標の分科会案を決定した。

青少年の喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する提言

- ・ 「青少年の喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する提言」分科会案は、6 つの重点項目からなり、八王子の家庭・学校・地域・行政機関に具体的な取組みを要望する内容になっている。

(6 つの重点項目)

家庭や地域での教育、意識の向上

早期からの継続的な防止教育

大人のマナーアップ

地域による青少年の見守り

青少年のたばこ・酒類・薬物の入手防止

喫煙、飲酒、薬物乱用からの脱却の支援

- ・ この提言の分科会案を八王子市青少年問題協議会の提言としていただけるように、協議をお願いしたい。

【決定事項】

- ・ 原案のとおり決定した。

イ 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 19 年度重点目標について

【事務局説明】

経過説明

- ・ 第 143 回青少年問題協議会で、八王子市青少年健全育成基本方針は長期の方針とし、単年度ごとに重点目標を策定することを決定した。
- ・ 第 144 回青少年問題協議会で、平成 17 年度重点目標を「元気なあいさつで心のふれあいを」に決定した。
- ・ 第 145 回青少年問題協議会で、平成 18 年度重点目標を「子どもの安全 まちぐるみ、みんなで見守る 安心のまちに」に決定した。各団体には、あいさつ運動や見守りに取り組んでいただいている。

提案事項

- ・ 八王子市青少年健全育成基本方針の平成 19 年度重点目標案として、分科会で決定した「青少年の喫煙・飲酒・薬物乱用の防止にまちぐるみで取組もう」を提案する。
- ・ 重点目標に向けた取組みは、家庭・地域・学校・行政という基本方針の 4 つの柱に合わせて具体的な取組み内容を設定している。内容は「青少年の喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する提言」の中から重要な取組みをあげている。
- ・ 平成 19 年度重点目標については、パンフレットを作成し、関係団体や児童・生徒に配付する。

【協議・質疑】

- ・ 「青少年の喫煙・飲酒・薬物乱用の防止」を重点目標案に決めた経緯を教えてください。都全体の問題であるのか、八王子に特別な問題があるのか。
- ・ (事務局) 喫煙・飲酒・薬物乱用は、より重大な非行への入口になる行為であり、将来の健康被害にもつながる大きな問題ある。また、喫煙は全国的に補導件数に占める割合が大きく、八王子でも喫煙・飲酒を合わせた補導が全体の約 3 割を占めている。薬物は青少年の健康を蝕み、より重大な犯罪にもつながる問題である。こうした状況から分科会の協議の中で、重点目標案を「青少年の喫煙・飲酒・薬物乱用の防止」にすることを決定した。

【決定事項】

- ・ 原案のとおり決定した。

ウ 平成 18 年度八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

【事務局説明】

- ・ 青少年健全育成推進区域は「八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例」第 5 条に基づき指定を行う。
- ・ 平成 19 年度は榎原地区（榎原中学校区）1 地区から申請を受けている。
- ・ 榎原地区は、榎原中学校の他、都立高校、4 つの小学校があり連携をとっている。従来の定期巡回や一斉クリーン活動に加えて、今年は朝のあいさつ運動を行うなど地域の運動に高まりがみられる。こうした活動を支援する意味もふくめて、榎原地区を推進区域に指定したい。

【決定事項】

- ・ 原案のとおり、了承した。

(2) 報告事項

ア 平成 18 年度子どもの安全対策の取組みについて

【事務局説明】

- ・ 平成 18 年度は「子どもの安全 まちぐるみ、みんなで見守る 安心のまちに」を重点目標として、各団体・組織に子どもの安全に向けて取組んでいただいている。
- ・ 主な取組みとして、地域ではパトロールやあいさつ運動、学校ではセーフティ教室が実施された。また、安全パトロールカーによる巡回や不審者情報のメール配信など市や教育委員会による取組みが行われている。

【意見】

- ・ 学校や地域が踏み込めない領域があるので、児童相談所にも子どもの安全について大きな役割がある。市として児童相談所と連携する必要がある。

イ 平成 18 年度青少年健全育成事業について

【事務局説明】

- ・ 青少年対策地区委員会は、37 地区で各地域の実状に応じた活動を推進している。連絡会役員会や連絡会を開催し、地域環境浄化活動、地域内パトロール、スポーツ大会、青少年育成環境一斉クリーン活動等を実施した。
- ・ 青少年育成指導員は、37 地区で 230 名が各地域の実状に応じた活動を行っている。代表幹事会、地区幹事会、全体会を開催した。主な活動としては、巡回パトロール、環境浄化や実態調査、青少年育成環境一斉クリーン活動、青少年健全育成キャンペーンを実施した。
- ・ 3 月に広報誌「はぐくみ」を 50,000 部発行する予定である。

ウ 平成 18 年度八王子市青少年問題協議会分科会での協議経過について

【事務局説明】

- ・ 昨年大きな問題になったいじめについて、第 2 回、第 3 回分科会で情報交換を行った。
- ・ 学校が組織をあげて見守りや情報交換などの取組みを行っていること、いじめは教師や保護者など大人が発見するケースが多いこと、サイトやブログを使った新しいタイプのいじめが発生していること等の報告があった。

エ 八王子市青少年問題協議会・分科会の委員構成について

【事務局説明】

- ・ 青少年を取り巻く環境が大きく変化し、青少年問題協議会で協議する課題も変わってきている。
- ・ 青少年問題協議会・分科会の委員構成は、青少年の指導・育成・保護・矯正に関わる組織の委員が充実している一方、喫煙防止など保健・医療に関わる組織の委員が少ない。また、子ども家庭支援センターの設置など組織変更に対応した委員構成に変更していく必要がある。こうした動きに対応するため、委員構成の変更を行っていききたい。
- ・ 保健所政令市への移行に伴う、改正も行なっていききたい。

(3) 平成 19 年度の協議事項

【事務局説明】

- ・ 平成 19 年度の青少年問題協議会・分科会では、先ほど協議した提言と平成 19 年度重点目標を受け、青少年の喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する家庭・学校・地域・行政機関が取り組む具体的な内容について、協議をお願いしたい。

【決定事項】

- ・ 原案のとおり、決定した。

(4) 情報交換

ア 少年非行の現状と補導状況について

【報告】 八王子警察署生活安全課 本間課長代理

- ・ 八王子警察署管内での 18 年の刑法犯の扱いは 452 件で、17 年から 34 件減少した。特別法犯の扱いは 9 件で、8 件減少した。刑法犯の内訳は、中学生が 111 人、高校生が 172 人、大学生が 110 人であった。
- ・ 中高生では、自転車盗 (152 件) と万引き (96 件) の割合が多い。
- ・ 不良行為少年は、18 年が 1162 件で、17 年より 46 件増加した。主な内容は、深夜はいかいが 750 件、喫煙が 350 件、飲酒が 40 件である。薬物に関する補導は 1 件もない。中高生は深夜はいかいが多く夜型の傾向がある。

【報告】高尾警察署生活安全課少年第一係 小杉係長

- ・ 高尾警察署管内での18年の非行少年は、134件で17年から2件増加。刑法犯は8件で、17件減少した。特別法犯は5件で、3件減少した。
- ・ 不良行為少年は、18年に1725件で、17年から299件増加した。8割が深夜はいかいで、喫煙、ゲームセンター等の風俗営業への立入、飲酒、怠学などが原因となっている。凶悪犯罪が減っているのは、こうした段階で警察官や補導員、指導員が声をかけているのが数字に表れているのだと思う。

イ 多摩少年院長から情報提供

【報告】

- ・ 再犯防止のために、少年院に入っている少年に就職の斡旋をしたり、就職できる力を身に付けさせるなど就労支援を行っている。
- ・ 社会に大きな影響を与える性犯罪、薬物、傷害、窃盗等について、その子の問題に焦点を当てた処遇を行っている。

【意見・質疑応答】

- ・ 再犯防止、就労支援について目標数値はあるのか。

(多摩少年院長)

- ・ 少年院全体の再犯率は近年おおむね20%前後で推移している。多摩少年院を出た少年の「保護観察中の再犯率」は4.6%。追跡調査ができないため、多摩少年院の再犯率には、保護観察後の再犯の数字は入っていない。
- ・ 就労支援は18年5月から本格化したのでまだ期間が短く、数値はわからない。在院中に面接し就職が決まったケースが3件、その他20数名が就労に関するカウンセリングを受け、半数がハローワークで就職が決まった。ハローワークは就労条件の審査をするので、本人の立ち直りに良いと考えている。半数は他の関係で仕事が決まっている。
- ・ まだ期間が短いですが、就労支援をした少年の再犯は今のところない。

ウ その他

- ・ その他の情報提供はなし。